第１回阿蘇市議会会議録

1. 令和３年２月 26 日　午前 10 時 00 分　招集
2. 令和３年３月 １ 日　午前 10 時 00 分　開議
3. 令和３年３月 １ 日　午後 １ 時 36 分　散会
4. 会議の区別　定例会
5. 会議の場所　阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

１番	佐藤和宏	２番	佐藤菊男
３番	児玉正孝	４番	甲斐純一郎
５番	立石昭夫	６番	竹原祐一
７番	岩下礼治	８番	谷﨑利浩
９番	園田浩文	10番	菅　敏徳
11番	市原　正	12番	森元秀一
13番	大倉幸也	14番	田中弘子
15番	五嶋義行	16番	藏原博敏
17番	古木孝宏	18番	田中則次
19番	河﨑徳雄	20番	湯淺正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長（選管事務局長）	髙木　洋
市民部長（福祉事務所長）	宮﨑　隆	経済部長	阿部節生
土木部長（水道局長）	吉良玲二	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	会計管理者（会計課長）	大塚浩二
監査委員事務局長	山本繁樹	政策防災課長	加藤勇二郎
ほけん課長	古閑茂雄	観光課長	秦　美保子
住環境課長	藤田浩司	人権啓発課長	市原吉治
市民課長	森永智保	まちづくり課長	荒木　仁
税務課長	市原修二	農業委員会事務局長	渡邉一倫

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長　本　山　英　二　　議会事務局次長　市　原　多喜男
書　　記　山　本　悠　未

9.議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第 1	報告第 1 号	専決処分の報告について
日程第 2	承認第 1 号	専決処分した令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について
日程第 3	承認第 2 号	専決処分した令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 10 号）について
日程第 4	承認第 3 号	専決処分した阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について
日程第 5	議案第 1 号	阿蘇市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の制定について
日程第 6	議案第 2 号	阿蘇市介護保険条例の一部改正について
日程第 7	議案第 3 号	阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について
日程第 8	議案第 4 号	阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について
日程第 9	議案第 5 号	阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について
日程第 10	議案第 6 号	阿蘇市森の体験交流施設条例の一部改正について
日程第 11	議案第 7 号	阿蘇市放置自転車防止に関する条例の一部改正について
日程第 12	議案第 8 号	阿蘇市波野総合地域施設条例の廃止について
日程第 13	議案第 9 号	阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の廃止について
日程第 14	議案第 10 号	令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 11 条）について
日程第 15	議案第 11 号	令和 2 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 16	議案第 12 号	令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 17	議案第 13 号	令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について
日程第 18	議案第 14 号	令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
日程第 19	議案第 15 号	令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について
日程第 20	議案第 16 号	令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 21	議案第 17 号	令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 22　議案第 18 号　　令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 3 号）について
日程第 23　議案第 31 号　　公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）
日程第 24　議案第 32 号　　市道路線の認定について
日程第 25　議案第 33 号　　旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 26　議案第 34 号　　旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 27　議案第 35 号　　旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 28　議案第 36 号　　旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 29　議案第 37 号　　旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
日程第 30　議案第 38 号　　和解及び損害賠償の額の変更について

午前 10 時 00 分　開議

1　開議宣告

○議長（湯淺正司君）　おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。したがいまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

日程第 1　報告第 1 号　専決処分の報告について

○議長（湯淺正司君）　日程第 1、報告第 1 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

経済部観光課長の説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　おはようございます。

議案書の 1 ページをお開きください。報告第 1 号になります。提案理由といたしまして、本件は、令和 2 年 9 月 24 日、阿蘇市小池において発生した公用車の物損事故について、令和 2 年 12 月 17 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

2 ページを御覧ください。市は、次のとおり和解事項を決定しています。枠の中を御覧ください。1、損害賠償の相手は、記載のとおりです。2、事故の詳細、令和 2 年 9 月 24 日午前 11 時頃、阿蘇市小池 129 番地 96 地先国道 212 号において、経済部観光課職員が運転する

公用車がスリップし、甲の所有するガードレールに接触、損害を与えたものです。3、損害賠償の額、市は、甲に対し 17 万 7,000 円を支払う。市の過失割合は 10 割です。4、和解事項、本件事故に関して、今後、双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認しています。

補足説明として、雨の降る日でありましたが、大観峰の河川水質点検のために、観光課職員が大観峰に出向いた帰りの事故になります。国道 212 号を走行中、下りの右カーブでスリップ、横滑りをし、車両前方がガードレールに接触したものです。同乗者はいませんでした。本人によりますと、スピードは時速 40 キロぐらいで走行していたということでありますが、雨でしたので、もっと路面の状態や運転操作への注意が必要であったと思います。

今後、このようなことがないよう十分注意し、運転するよう課内一同努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

○議長（湯淺正司君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　9 番、園田でございます。

雨で大観峰の下りだったと思うんですけれども、恐らくスタッドレスはスピードが出てなくてもよく滑るのは私も実感しておりますけれども、これはドライブレコーダーが搭載してある車ではなかったんですか。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　装置してない車両になります。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　例えば、ドライブレコーダーが搭載してある車両であれば、執行部のほうで誰かそのドライブレコーダーを一回再生して確認されるということはありますか。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　はい、もちろんそのためにつけていると思っております。

それと、当時はスタッドレスを履いておりませんでした。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　スタッドレスを履いてないということであれば、タイヤにも何か欠点があったんじゃないですか。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　もちろん終わった後にも点検しましたが、通常、月に 2 回、タイヤ等のチェックはしておりまして、正常でございました。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

6 番議員、竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　6 番、竹原です。

私はいつも思うんですけれど、自損事故の場合、公用車の修理代がかかると思うんです。その修理代の支払いはどうなっているんですか。運転手がある程度は責任を負うわけでしょ

うか。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　公用車は保険に入っておりますので、全額保険対応になっております。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

お諮りいたします。日程第2、承認第1号「専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第9号）について」から日程第4、承認第3号「専決処分した阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」までの承認3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議ないものと認めます。よって、承認第1号から承認第3号までの承認3件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第2　承認第1号　専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第9号）について

○議長（湯淺正司君）　日程第2、承認第1号「専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第9号）について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第1号、専決処分した令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第9号）について、御報告申し上げます。

別冊1の1ページをお願いいたします。まず、第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ918万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ236億8,110万7,000円といたしております。

まず、6ページの歳出予算で御説明させていただきます。本件につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、子育てと仕事を1人で担う低所得者のひとり親世帯の方に生じている子育て負担の増加、それから収入減少に対する支援を行うため、ひとり親世帯臨時特別給付金を再支給するものでございます。令和2年12月11日時点で一定の要件を満たしたひとり親世帯の方に1世帯当たり5万円、第2子以降1人につき3万円などを支給するための費用といたしまして918万円を追加計上しております。

次に、前の5ページになりますが、歳入では母子家庭等対策総合支援事業補助金を歳出と同額の918万円計上しておりまして、財源につきましてはすべて国庫補助金で対応することとしております。

なお、本給付金につきましては、国の方針に基づきまして、年内をめどに給付する必要がございましたので、12 月 16 日付けで専決処分を行ったものでございます。

以上、説明を終わります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 1 号を採決いたします。承認第 1 号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、承認第 1 号「専決処分した令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について」は、承認することに決定をいたしました。

日程第 3　承認第 2 号　専決処分した令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 10 号）について

○議長（湯淺正司君）　日程第 3、承認第 2 号「専決処分した令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 10 号）について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　ただ今議題としていただきました承認第 2 号、専決処分した令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 10 号）について、御報告申し上げます。

別冊 2 の 1 ページをお願いいたします。本件につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種の安全かつ円滑な実施に向け、接種等に係る費用を早急に予算化する必要がございましたので、2 月 1 日付けで専決処分を行ったものでございます。

まず、第 1 条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,350 万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ 237 億 4,460 万 7,000 円といたしております。

初めに、8 ページの歳出予算から説明をさせていただきたいと思います。今回、款 4 衛生費の項 1 保健衛生費の中に新しい目といたしまして、15 新型コロナウイルスワクチン接種費を設けております。節で申し上げますと、一番上の 1 報酬から 4 共済費までにつきましては、必要な人的体制を確保するために、会計年度任用職員の雇用などに係る人件費、合わせて約 670 万円を計上いたしております。また、一番下の段、12 委託料になりますけれども、市民の皆様からのお問合せ等を受け付ける相談体制を確保するために、コールセンター業務委託料 936 万円を計上いたしております。

次に、9 ページをお願いいたします。9 ページ、一番上の 13 使用料及び賃借料になります

けれども、一の宮保健センター前にコールセンター等として利用するためのユニットハウスのリース料 148 万 9,000 円を計上しております。

続いて、その下のワクチン接種関連備品になります。事務用備品に加えまして、冷凍保管が必要なワクチンを適切に保管できるように専用の冷凍庫の購入費など 460 万円を計上いたしております。

次に、財源となります歳入予算につきまして説明いたします。少し前に戻って、7 ページをお願いします。今回の歳入予算につきましては、2 項目ございます。上の段の国庫負担金と下の段の国庫補助金、合わせて 6,350 万円を計上しており、財源につきましては全額を国負担で賄うこととしております。

最後に、また少し戻っていただきまして、4 ページをお願いします。ワクチン接種に関しましては来年度以降も引き続き対応する必要がございますので、今回の補正額のうち 5,918 万円を翌年度に繰り越して実施する計画としております。

説明は以上になります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12 番議員、森元秀一君。

○12 番（森元秀一君）　8 ページのコールセンター業務委託料とありますが、どこに設置して、何人体制でやるのか、御答弁をお願いします。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君）　コールセンターにつきましては、今本庁のほけん課にあります。先ほど言われましたプレハブの中で 2 名にて対応していきたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

8 番議員、谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　差し当たって何本ぐらい来るか、めどが立っているのか、何人分かですね。それと、この予算立てで全市民が受けられる体制ができるのか、それについてお伺いします。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君）　ワクチンの供給量についてでございますけれども、現在、国から示されておりますのは、高齢者に関してですけれども、4 月 5 日の週に 5 万人、12 日の週に 25 万人、19 日の週に 25 万人ということでございます。これが県のほうに下りてまいりますのは、4 月 5 日の週が約 1,000 人、4 月 12 日の週が 5,000 人、その次の週が 5,000 人という規模でございます。その後の市町村の配分につきましては、まだ明確にされてないというところでございます。

この予算ですけれども、国からは概ね 9 月末までというお示しがあっております。この分につきまして、今回予算化させていただいたところです。ただ、国もこの後、増額をというところでお話があっておりますので、さらに増額ができるのではないかと思っております。

接種の費用でございますけれども、令和 2 年度には医療従事者分、令和 3 年度にその他の方々の接種分の予算を計上しているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　じゃあ、接種料については、全員の分が計上されているということでよろしいですか。

それと、これでもって接種の体制ができて、接種が始められる態勢はできていくということでよろしいですか。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君）　接種の体制はこれで組んでいこうと思っております。ただ、不足分があるかと思います。まだこの後いろいろ医療機関との想定の中で新たに医療機関に事務をお願いする部分がございます。その部分等で、この後、先ほど申しました国からまた増額があるかと思っておりますので、そのあたりで対応していこうかと思っているところです。

○議長（湯淺正司君）　15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君）　15 番、五嶋です。

接種については費用的な面も理解できましたが、ワクチンそのものの値段ですね、これも国が負担するんでしょうけれど、ワクチンは 1 人当たり大体幾らぐらいの値段になるか分かりますか。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君）　ワクチン自体の値段は国から御提示がございませんので分かりませんけれども、ワクチンを抜きました接種に係る費用、手間とか医師の報酬でございますが 1 回当たり 2,277 円という提示があっております。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 2 号を採決いたします。承認第 2 号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、承認第 2 号「専決処分した令和 2 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 10 号）について」は、承認することに決定をいたしました。

日程第 4　承認第 3 号　専決処分した阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（湯淺正司君）　日程第 4、承認第 3 号「専決処分した阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮﨑　隆君）　おはようございます。

議案集の3ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました承認第3号、専決処分した阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、緊急に改正が必要になったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細は、新旧対照表で説明いたします。5 ページをお願いいたします。5 ページの改正前の第5条の第1項中の下線部分でございますが、この部分を改正後の下線部分に改めるものでございます。

内容といたしましては、国民健康保険の被保険者で、現時点では本年の 3 月 31 日までとなっておりますが、これは延長される可能性が強いです。新型コロナウイルス感染症に感染し、4 日以上労務に服することができなかった場合は、傷病手当金を支給することとなっております。今般、上位法の改正により、新型コロナウイルス感染症の、これはあくまでも定義ですね、定義が改正されたことについて緊急を要するため、専決処分をしたものでございます。

この定義というのは、国の特別措置法が改正されました。ここに、改正の新のところに「中華人民共和国」と明記されておりまして、非常に分かりづらい点もございますが、あくまでも特措法の改正案によりますと、現時点で感染源はまだ不明。ただし、湖北省武漢市を中心として発生がみられており、世界的に感染地域が拡大しているという内容がこの中に盛り込まれております。したがいまして、あくまでも感染源については、まだ特定ができていないというところでございます。

施行日は、令和3年2月13日といたしております。

御承認のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番議員、谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　「新型インフルエンザ」の文言が「新型コロナウイルス」に書き換えられたというのは分かるんですが、新型インフルエンザの傷病手当金については別の項目があるんですか。これは新型インフルエンザの項目も残しておいたほうがいいと思うんですけれど、別途あるなら大丈夫だと思うんですが、いかがですか。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君）　先ほど部長が申しましたとおり、上位法が変わりまして、この中身に附則第1条の2というものでございますけれど、そこに暫定的にインフルエンザとしてみなすというところでありましたけれども、今回これが削除になったというところで、傷病手当の中でこのコロナウイルス関係をうたっておりますので、ここの中でコロナウイルス関係の新たな定義が必要になったところでございます。ですので、今回、阿蘇市の条例に

関しましては、傷病手当の中でコロナウイルスの定義を附則の１の２ということにしておりましたので、今回改正ということでございます。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第３号を採決いたします。承認第３号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。したがって、承認第３号「専決処分した阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」は、承認することに決定をいたしました。

日程第５　議案第１号　阿蘇市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の制定について

○議長（湯淺正司君）　日程第５、議案第１号「阿蘇市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の制定について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君）　おはようございます。

ただ今議題とさせていただきました議案第１号、阿蘇市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の制定について、御説明申し上げます。

議案集６ページをお願いいたします。提案理由ですが、本件は、中小企業者及び農林業者への新型コロナウイルス関係資金の利子補給及び保証料助成事業に要する経費の財源に充てるための基金を設置するため、本条例を制定するものであります。

本条例につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて経営が悪化した中小企業者及び農林業者の資金繰りの円滑化を図るために実施する利子補給及び保証料助成事業に要する経費の財源に充てるため、阿蘇市新型コロナウイルス感染症金融対策基金を設置するものであります。

条例では、第１条から第７条まで所要の事項を定めておりまして、施行期日は公布の日から施行することとしております。また、本事業は、中小企業者で３年間、農林業者で５年間という期間が定めてあることから、条例につきましては、附則の中で令和８年３月31日までで効力を失うことといたしております。

説明は以上でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　説明が終わりました。これより質疑を行いますが、ただ今説明がありました議案第１号「阿蘇市新型コロナウイルス感染症金融対策基金条例の制定について」

から議案第18号「令和2年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第3号）について」、また議案第 31 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）」から議案第 38 号「和解及び損害賠償の額の変更について」までは、御承知のように、会期中の日程に従って、各常任委員会に付託をされます。したがって、自己の委員会の件についての質疑は御遠慮願いたいと思います。

それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。

9番議員、園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　9番議員、園田です。

中小企業の方や農林業者の方の資金繰りの利子補給と保証料助成ということで大変必要な財源ではないかと思います。第2条で、一般会計歳入歳出予算でその額を決めるとなっておりますけれど、例えばこれは当初の何％を積み立てるというふうに決まっているんですか。どういう算出の仕方をするんですか。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　まず、農林業者につきまして御説明をさせていただきます。第2 条で積立てということで、「一般会計歳入歳出予算で定める額」という形でございますが、令和3年度から令和7年度までの5年間分に対しまして、貸付額、約1億6,900万円に対する 5 年間の利子補給額でございます。23 経営体でございますけれども、保証料ということで、こちらも5年間でございますけれども、0.46％を県と市で折半するという形でございますので、市の持ち出し分 0.23％分を合わせまして計上をさせていただくという形で、今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を今年度、基金に積立てを行うものでございます。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　中小企業に関しましては、融資実施が今現状118件でございます。全体的な融資額としては、約20億5,000万円ということで36回分の利子を補給するという形でしておりまして、利子の補助額としては、全体では約1億円という形で、令和3年から必要な利子分について今回基金に造成するものでございます。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第6　議案第2号　阿蘇市介護保険条例の一部改正について

○議長（湯淺正司君）　日程第6、議案第 2 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮﨑　隆君）　議案集の8ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第2号、阿蘇市介護保険条例の一部改正について、御説明をいたします。

9 ページをお願いいたします。まず、提案理由でございますが、本件は、介護保険法施行令の一部改正等に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表で主なものを御説明いたします。10 ページをお願いいたします。今回は、介護保険法によりまして、市町村は 3 年ごとに介護保険料を見直すこととなっております。そのため、令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年間が対象となります。今回、第 4 条第 1 項から第 4 項までの年度をすべて「令和 3 年度」、それと「令和 5 年度」に改めております。

なお、令和 3 年度から令和 5 年度までの新しい保険料は、阿蘇市介護保険事業計画等推進委員会において御審議をいただきまして、介護保険特別会計の財政状況または現状の経済状況等を踏まえ、据え置くとの判断をいただいたところでございます。

参考までに、新しい介護保険料の基準額は、熊本県内 45 市町村中、6 番目に安い金額となっております。

また、第 7 条は、税制改正により控除額が引き下げられたことに伴うものでございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 7　議案第 3 号　阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について

○議長（湯淺正司君）　日程第 7、議案第 3 号「阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（宮﨑　隆君）　議案集の 13 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第 3 号、阿蘇市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、部落差別の解消の推進に関する法律の施行等に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、新旧対照表で主なものを御説明いたします。14 ページをお願いいたします。第 1 条につきましては、条文の改めと改正前の「のっとり」という文言を、改正後の文面に改め、第 4 条に第 2 項として新たに加えております。また、第 5 条の見出しと条文中の内容を改め、及び新たに第 6 条を加えております。

今回の改正につきましては、近年のＳＮＳなどインターネット等による急激な情報化社会に伴いまして、全国各地で匿名による誹謗中傷や人権侵害、差別的書込みなどが報告されております。今なお部落差別をはじめ、女性や子ども、高齢者に対する虐待やいじめ、また外

国人や障がい者、性的マイノリティの方々に対する不当な差別や偏見が強く残っている状況でございます。このような状況を踏まえまして、市といたしましても、国・県の制定を受けて、条例の一部を改正するものでございます。

なお、熊本県内では、熊本県市町村人権啓発推進協議会に 21 市町村加盟しておりますが、すべての市町村で改正済み、または改正予定となっております。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

6 番議員、竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　6 番、竹原です。

改正の新の第 4 条第 2 項、この中で「国、県及び関係団体」とありますけれど、この関係団体はどういう団体が含まれるのでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　人権啓発課長。

○人権啓発課長（市原吉治君）　おはようございます。

阿蘇市で運動団体が今 3 団体、一の宮と阿蘇で 6 支部あります。この関係団体というのは、自由同和会、部落解放同盟、全日本同和会、その運動団体を指しております。

以上です。

○議長（湯淺正司君）　竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　申し訳ないんですけれど、人権部分については、別に同和関係の団体以外に、ほかの市民団体という形では入れるのですか。

○議長（湯淺正司君）　人権啓発課長。

○人権啓発課長（市原吉治君）　今の部分は、御指摘のとおり、例えば女性団体とか、そういう関係団体も含まれております。申し訳ありません。よろしくお願いします。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 8　議案第 4 号　阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について

○議長（湯淺正司君）　日程第 8、議案第 4 号「阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君）　ただ今議題とさせていただきました議案第 4 号、阿蘇市一の宮町中央駐車場条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案集の 16 ページをお願いいたします。提案理由ですが、本件は、阿蘇神社周辺整備事業に伴い、阿蘇市一の宮町中央駐車場への大型車受入れ体制整備のため、本条例の一部を改正するものであります。

本改正につきましては、阿蘇神社周辺整備事業による神社駐車場再整備に伴いまして、市が管理しております一の宮町中央駐車場にも今回から正式に大型車を受け入れることから、所要の改正を行うものであります。

改正の内容については、18 ページの新旧対照表により説明いたします。別表（第 4 条関係）に定めております車両区分のうち、自転車を削除いたしまして、新たに普通車を車高 2.4 メートル以上ということで大型車として区分し、料金を新たに 2,000 円と定めるものであります。

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　9 番議員、園田です。

一の宮町中央駐車場というのは、道反対側の駐車場ですよね。今、神社側の、昔、売店があったほうの駐車場というのは、市は管轄外ということになりますか。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　ただ今の御質問でございます。今工事をしている場所については、阿蘇神社所有の駐車場でございます。ただ、今回事業費として阿蘇神社に御寄附をいただいた寄附の中から県の補助金を使って、市のほうで工事をして、その後の管理については阿蘇神社が行います。今工事をしている部分は、今回の条例とは別の駐車場になります。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　今度、オリンピックの聖火リレーのコースにも接続していると思うんですけれども、例えば身障者のスペースなんかはきっちりとるような計画になっていますか。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　阿蘇神社の駐車場ではなくて、今回の条例改正に伴いまして、来年度、一の宮町中央駐車場側の駐車場の整備を計画しております。その中では身障者用の駐車スペース等も設けていく計画をしていきたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 9　議案第 5 号　阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について

○議長（湯淺正司君）　日程第 9、議案第 5 号「阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君）　ただ今議題とさせていただきました議案第5号、阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案集 20 ページをお願いいたします。提案理由ですが、本件は、施設の有効活用、利用促進を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

本施設につきましては、阿蘇市の農産物をはじめ、自然や文化等の地域資源を活用して、都市と農村の交流を活発にし、相互理解による共生関係づくりを促進するため、平成 14 年に整備されまして、体験交流や宿泊研修事業を行ってまいりました。しかしながら、近年の団体旅行の減少やライフスタイルの変化、昨年からの新型コロナウイルス感染症の影響により、宿泊者が減少し、来年度からの指定管理者の募集を行いましたが、応募がない状況となっております。そのため、地元も含めた関係者と協議を行いました結果、施設の有効活用、利用促進を図るため、今回所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、22ページからの新旧対照表により御説明申し上げます。第5条業務のうち、第2号の宿泊に関する規定と、第6条休館日に関する規定を削除いたしまして、以降、削除に伴う条の繰上げを行っております。

25 ページからの別表を見ていただきたいと思います。別表（第 13 条関係）につきましては、「宿泊室」に関する項目と下段の「プール」から「バーベキュー用具」までを削除いたしまして、その他の施設につきましても地域等の利用を考慮した料金体系に今回改めております。

この改正は、令和3年4月1日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 10　議案第 6 号　阿蘇市森の体験交流施設条例の一部改正について

○議長（湯淺正司君）　日程第 10、議案第 6 号「阿蘇市森の体験交流施設条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君）　ただ今議題とさせていただきました議案第6号、阿蘇市森の体験交流施設条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案集 28 ページをお願いいたします。提案理由ですが、本件は、施設の有効活用、利用促進を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

本施設につきましては、平成 14 年にやすらぎ交流館の敷地内に整備されまして、今まで一体となった運用がなされております。議案第5号によりまして、阿蘇市なみの高原やすら

ぎ交流館条例の一部改正を行うことから、併せて所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、29 ページからの新旧対照表により御説明申し上げます。29 ページ、第 6 条の職員と第 7 条休館日、及び第 8 条開館時間の規定を削除いたしまして、以降、削除に伴う条の繰上げを行っております。

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 11　議案第 7 号　阿蘇市放置自転車防止に関する条例の一部改正について

○議長（湯淺正司君）　日程第 11、議案第 7 号「阿蘇市放置自転車防止に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君）　ただ今議題とさせていただきました議案第 7 号、阿蘇市放置自転車防止に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案集 32 ページをお願いいたします。提案理由ですが、本件は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）の規定に基づき、本条例の一部を改正するものであります。

本条例につきましては、自転車の放置を防止することにより、公共の場所としての機能の確保及び美観を維持し、市民の安全で快適な生活を保持するため、平成 19 年 3 月に定められておりますが、今般、放置自転車の処分を行うに当たりまして、上位法との相違が判明したため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、次ページの新旧対照表をお願いいたします。第 11 条移動した自転車の措置の規定につきまして、第 1 項から第 5 項まで法に基づく手順によりまして手続を行うよう内容を改正しております。

この改正は、公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　9 番、園田です。

年間通して、この対象の車両というのは、大体何台ぐらいあるんですか。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　今年度、まず、滝水駅、波野駅、宮地駅、いこいの村駅、内

牧駅から 31 台を撤去しまして、そのうち 5 台取りに来られて、26 台を処分しています。前回は、平成 30 年 3 月に 33 台を処分しています。

○議長（湯淺正司君）　園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　保管場所というのは、どこかに確保されているんですか。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　市役所北側別館の裏に並べたりしていて、本当に申し訳なかったと思っています。今後は、この改正によって、6 か月を過ぎたものは市の所有に帰属するとしましたので、なるべく屋根付きのところで保管をしていきたい、努力していきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

3 番議員、児玉正孝君。

○３番（児玉正孝君）　3 番、児玉です。

放置自転車の件でございますけれども、やはり盗難に遭って、また自分たちで探しても見つけられないという自転車もあるかと思います。私の子どもが中学校の頃、なくなって、非常に苦労して探した思いがあります。提案ですけれども、放置自転車を一定数確保された場合、お知らせ端末等でこういう持ち主不明の自転車があるということを一度市民の方に案内すれば、そういう被害を受けられた方も救われるのではないかと思いますので、一考をお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　今回の自転車は、ちゃんと自転車に貼り紙をします。この自転車は、このまま放置すると撤去しますよということで。それを 2 週間以上します。それでも取りに来られない。要するに、放置の状態でございます。そして、その後は、警察とかで登録番号で調べます。学校にも高校にも言って、探してもらいます。それでも、ずっと放置している場合に、貼り紙で警告したものを撤去するものでございますので、そういう探していらっしゃる方とは種類が違うようにも思います。ただ、所管のところとそういった盗難車の件については検討していきます。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 12　議案第 8 号　阿蘇市波野総合地域施設条例の廃止について

○議長（湯淺正司君）　日程第 12、議案第 8 号「阿蘇市波野総合地域施設条例の廃止について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君）　ただ今議題とさせていただきました議案第 8 号、阿蘇市波野総合地域施設条例の廃止について、御説明申し上げます。

議案集 34 ページをお願いいたします。提案理由ですが、本件は、阿蘇市波野総合地域施設を普通財産へ変更するため、本条例を廃止するものであります。

本施設につきましては、昭和 49 年度の第 2 次農業構造改善事業によりまして、農業技術研修及び農家生活改善研修等に活用するための施設として、農協施設と併設して小地野地区に整備されておりまして、地元地区により集会所として利用、管理されてきた経緯がございます。その後、耐用年数も経過いたしまして、老朽化しており、併設する農協施設については、平成 30 年度に地元に対して無償譲渡されております。今般、本施設につきましても、地元に無償譲渡することで協議が整いましたことから、普通財産に変更し、譲渡するため、本条例を廃止するものです。

説明は以上でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 13　議案第 9 号　阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の廃止について

○議長（湯淺正司君）　日程第 13、議案第 9 号「阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の廃止について」を議題といたします。

教育部長の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（山口貴生君）　おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第 9 号、阿蘇市高校生通学支援費助成に関する条例の廃止について、御説明いたします。

議案集の 35 ページをお願いいたします。初めに、提案理由でございますが、本件は、ＪＲ豊肥本線の全線運行に伴い、阿蘇市高校生通学支援事業が完了しましたので、本条例を廃止するものでございます。

35 ページの中段やや上を御覧ください。附則でございます。この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行といたしておりますので、3 月 31 日をもって条例が失効するということでございます。

補足をいたします。本条例につきましては、熊本地震が発生したことで不通となったＪＲ豊肥本線を通学として利用していた高校生について、主に土曜日・日曜日・祝日に熊本・大分間を走るやまびこ号を利用した場合の乗車賃に対して助成を行うものとして、市独自で制定した条例でございます。昨年 8 月 8 日にＪＲ豊肥本線が運転再開しましたので、条例につきましてはその役目を終えましたが、助成金の申請がございましたので、漏れ等がないように、今年度いっぱい条例を残していたものでございます。

説明は以上でございます。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありま

せんか。

6番議員、竹原祐一君。

○６番（竹原祐一君）　6番、竹原です。

熊本地震による支援ということで廃止になるという理由がありましたけれど、これは高校生の通学の援助金という形の残し方はできないものでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　教育部長。

○教育部長（山口貴生君）　御質問についてでございますけれども、この条例は、熊本地震が発生したことで、まずＪＲ豊肥本線が不通になりました。この代替については、熊本県が高校生の支援バスを平日・土曜日という形で運行を行っていたんですけれども、高校生については日曜日とか祝日も登校する場合がございますので、熊本・大分間のやまびこ号について費用の助成を行うとして条例をつくったものでございます。あくまでもＪＲ豊肥本線が不通になったことでの暫定的な支援の条例でございまして、財源も復興基金の創意工夫分を用いましたので、当然ながら熊本地震の影響ということで執行することが妥当だと思います。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　それでは、暫時休憩をいたします。11時5分より再開いたします。

午前10時55分　休憩

午前11時05分　再開

○議長（湯淺正司君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14　議案第10号　令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第11号）について

○議長（湯淺正司君）　日程第14、議案第10号「令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第11号）について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　ただ今議題としていただきました議案第10号、令和2年度阿蘇市一般会計補正予算（第11号）について、御説明申し上げます。

別冊3の1ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億896万3,000円を追加いたしまして、242億5,357万円の編成といたしております。また、第2条から第4条までの繰越明許費、地方債、債務負担行為について、それぞれ補正を行っております。

それでは、まず6ページをお願いいたします。6ページの第2表繰越明許費補正につきましては、繰越しの追加分が6ページから7ページにかけて35件、7ページの変更分が2件と

なっております。繰越しの理由といたしましてはそれぞれございますけれども、今回、国の第 3 号補正、いわゆる 15 か月予算を活用して執行する事業であったり、それからコロナ対策として引き続き継続的に実施していく事業、また用地交渉の問題など、総額で約 20 億円を繰越明許費として補正しております。

続いて、8 ページをお願いいたします。8 ページからは地方債の補正になります。まず、8 ページ、追加分 5 件でございまして、こちらはすべて国の第 3 次補正予算を受けて、借入れを計画しているものでございます。一番上の減収補塡債、こちらにつきましては、今般のコロナの影響等で減収が見込まれる税目に対しまして、特別に発行が可能になった起債でございまして、元利償還金の 75%または 100%が後年度に交付税措置されるものでございます。こちらについては、市税等の収入状況を見ながら借入れの要否について検討してまいります。下の 4 つの事業につきましては、国の補正予算債、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業といたしまして実施する事業でございます。こちらにつきましても交付税措置が有利な起債となっております。

次に、9 ページをお願いいたします。9 ページにつきましては、地方債の変更分 11 件になります。それぞれの事業ごとに増額または減額をしております。

続きまして、主な歳入予算について御説明させていただきます。

14 ページをお願いいたします。14 ページの中段になります。右端の説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金になりますけれども、阿蘇市の配分限度額といたしまして、国から約 6 億 4,000 万円が提示されております。その限度額に合わせまして、今回 9,758 万 5,000 円を追加補正しております。なお、臨時交付金の使途につきましては、感染防止対策をはじめ、来年度以降に発生します利子補給等の補助金の基金積立てなどに活用することといたしております。

次に、少し飛びまして、19 ページをお願いいたします。19 ページの一番下、阿蘇市ふるさと応援寄附金になります。当初予算におきまして、対前年度比 1 億円程度増の 2 億 5,000 万円で計上しておりましたけれども、予算額を 8,000 万円ほど下回る結果となっております。ただ、寄附金収入といたしましては、昨年度実績の 1 億 5,000 万円を上回る 1 億 7,000 万円程度の収入となる見込みでございます。

続いて、20 ページを御覧ください。20 ページの中段、款項目で言いますと、20 の 2 の 11、1 熊本地震復興基金繰入金になります。今回、事業繰入金といたしまして 2 億 6,308 万円を追加計上いたしております。大半は、仙酔峡駅舎等の解体工事の繰入金となっております。

続きまして、主な歳出予算について御説明申し上げます。

初めに、23 ページをお願いいたします。23 ページの中段以降、目で申し上げますと、6 企画費を御覧ください。6 企画費の一番上になりますけれども、地方バス運行等特別対策補助金につきましては、コロナ感染拡大による利用者の減少などに伴い、産交バスへの補助金を 1,805 万 2,000 円追加しております。

次に、同じ 23 ページの一番下になります。一の宮地区安心安全拠点施設設計業務委託料につきましては、阿蘇警察署移転に伴いまして、一の宮地区の安心・安全な暮らしの確保に

向け、駐在所等を整備するための設計費用 440 万円を計上いたしております。

続いて、少し飛びまして、35 ページをお願いいたします。農林水産業費関係になります。35 ページの下から 3 行目、節 24 積立金の新型コロナウイルス感染症金融対策基金積立（農政課分）になります。農林業者への金融支援といたしまして、借入金に係る利子及び保証料を後年度も含めて補助するため、基金として 236 万 3,000 円を積み立てるものでございます。先ほどからもあっておりますが、財源につきましては全額コロナの臨時交付金を活用することといたしております。

次に、36 ページを御覧ください。36 ページの下から 2 行目から 4 行目にかけてになります。県営事業の負担金（補正分）ということで 3 件を上げております。こちらにつきましては、国の第 3 次補正を受けまして、各工区において用水路や暗渠排水工事などを実施するため、3 件の負担金合計で 2,300 万円を計上しております。

少し飛びまして、39 ページをお願いします。39 ページは、商工費関係になります。39 ページの上から 3 行目、阿蘇市地域振興緊急対策事業補助金、いわゆる商品券事業につきましては、5,000 万円を追加計上し、これまでの執行残を含む、約 7,000 万円を翌年度に繰り越しまして、必要に応じ経済対策を講じていく計画でございます。また、その 1 つ下の飲食店等コロナ感染防止対策補助金につきましては、今回 2,000 万円を減額しておりますけれども、本年度執行残の約 2,000 万円を繰り越しまして、来年度も引き続き感染防止対策への支援を行う予定でございます。その 1 つ下の 24 積立金の新型コロナウイルス感染症金融対策基金積立につきましては、先ほど説明しました農政課分と同様に、中小企業等への後年度の利子補給補助といたしまして 7,430 万円を基金に積み立てるものでございます。

続いて、39 ページの一番下から 40 ページにかけてになります。全協でもありました阿蘇山火口二次避難施設整備工事関連の経費を総額で約 3 億 6,000 万円計上いたしております。これは火口見学に来られた方々などの安全面を最優先に整備するものでございまして、財源につきましては、環境省の補助金が 2 分の 1、起債が 2 分の 1 で、一般財源の持ち出しは、ほぼゼロということになっております。

続きまして、40 ページの一番下になります。阿蘇山観光事業特別会計繰出金になりますけれども、こちらは通常であれば一般会計から観光特別会計に繰り出すことはございませんけれども、御承知のとおり、昨年 8 月まで火口周辺が立入規制であったこと、それから規制解除後の 9 月以降もコロナの影響で観光入込客が少なかったことなどで道路収入等が落ち込みまして、そのため今回、繰出金として 3,688 万円を計上するものでございます。

次に、41 ページをお開きください。41 ページの一番上、仙酔峡駅舎等解体工事につきましては、安全対策として、熊本地震で被災しましたロープウェイ駅舎等を撤去するため、2 億 6,600 万円を計上しております。財源につきましては、熊本地震復興基金を全額活用することといたしまして、一般財源の持ち出しはゼロということにしております。

次に、土木費の 44 ページをお願いします。44 ページの下の段になります。下から 4 行目、道路維持工事（社会資本整備事業）につきましては、7,100 万円を追加計上しております。こちらも国の第 3 次補正を活用するものでございまして、市道北山山鹿線などの維持工事を

行う計画でございます。

続いて、49 ページをお願いします。49 ページの下から 2 行目、旧古城小学校屋根改修工事につきましては、昨年の台風の影響や経年劣化も重なりまして、雨漏りが生じている屋根の改修工事として 3,600 万円を計上しております。なお、委託料を含む改修費用につきましては、現在、放課後デイサービスなどで施設を利用しております一般社団法人が負担する計画としております。

続いて、52 ページをお願いいたします。52 ページの説明欄の上から 3 行目になります。成人式レンタル衣装キャンセル料支援事業につきましては、本年 1 月に予定しておりました成人式の延期に伴い、レンタル衣装のキャンセル等に係る費用を補助するため、コロナの臨時交付金を活用しまして 250 万円を計上しております。

続いて、53 ページをお願いいたします。53 ページの下から 2 行目、アゼリア 21 施設管理委託料（休業要請分）ということで、こちらにつきましては、昨年 4 月から 5 月にかけて、国の緊急事態宣言の発令を受けまして、本市が当該施設の休業を要請した、利用制限をかけた約 2 か月間において、指定管理協定に基づきまして、減収した金額分の 705 万 8,000 円を支払うものでございます。

最後に、54 ページの一番下の予備費につきましては、歳入と歳出の差額、約 2 億円を増額しております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

19 番議員、河﨑徳雄君。

○19 番（河﨑徳雄君）　アゼリア関係ですけれども、53 ページの 700 万円ちょっとの金ですね、今説明がありましたけれども、これは、令和 2 年度分かな、来年から休止する分かなと私は思っておりますので、もう一度詳しく説明をしていただきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　ただ今の御質問にお答えいたします。

53 ページのアゼリア 21 施設管理業務委託料としまして、先ほども財政課長からありましたように、4 月、5 月の緊急事態宣言の要請を踏まえて、705 万 8,000 円を出していくという分でございます。これは、令和 2 年度分でございます。よろしくお願いします。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

13 番議員、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君）　13 番です。

41 ページの一番上の段のコインランドリー等設備の工事ですね、780 万円ほどと書いてありますけれども、やすらぎ交流館に設置するということで、やすらぎ交流館は閉鎖するのにどうしてこういう事業があるのかなと思っております。全協のときにいただいた資料に理由が書いてありますけれども、都市の方々との交流を図るとかコロナ対策になっておりますけれども、何か違うんじゃないかと思いますけれども、もうちょっと説明をお願いします。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　すみません、本当に分かりにくかったと思います。実は、これは波野地区へのコロナウイルス感染症の衛生対策ということで、波野地区に熱水を使ったコインランドリーを2台設置しようということで、皆さんが利用しやすい場所が交流館ということで、あの敷地内の建物の一部のところに設置することにしております。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

8番議員、谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　8番、谷﨑です。

6ページから7ページの繰越明許の中で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の件ですが、まずこちらの資料で出た部分ではまちづくり課関係ですけれど、商品券関係が繰越しになっていますが、こちらでは繰越しになってないんですけれど、これは終わったと思うんですが、商品券関係はどうなったのか、それについてお尋ねします。

それと、成人式関係の繰越しが繰越明許では300万円ぐらいで上がっていると思うんですけれど、こちらの表では800万円ぐらいになっていて、もう一つの補正予算では250万円となっていますので、そのあたりの数字の違いはどういう感じなのか、お尋ねします。

それと、もう一つ、39ページ、一番下の阿蘇山上の設計委託料ですけれど、これはどこに委託して、観光地でもありますので、機能性とセンスを求められると思うんですけれど、どういったところに委託されて、どういった感じでつくっていかれるのか、それについて説明をお願いします。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　私からは商品券関係で御説明申し上げます。

プレミアム付商品券については、現在、発行を終了いたしまして、3月14日までに使用していただくという事業を展開しております。今回は、39ページの3行目に阿蘇市地域振興緊急対策事業補助金5,000万円を計上させていただいております。それと、今年度、既に予算計上しておりました1億4,400万円の中の事業残が約2,000万円ほど出る見込みでございますので、今回、6ページで阿蘇市地域振興緊急対策事業補助金ということで7,000万円を明許繰越しをさせていただいております。その事業については、新たに来年度プレミアム付商品券の発行ができないかということで、今、臨時交付金の事業に第3次補正の部分で申請させていただいているという状況でございます。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　火口のところの二次避難施設の測量設計委託についてです。お話のとおり、あそこは非常に世界的な部分ということで安全性も求められます。実際、産交があそこには駅舎を整備する予定でしたので、地質調査とか、安全面の強硬な造りとか、エアーカーテンがいるとか、そういうところを設計の委託業者と大分詰めておられますので、できたらその情報をいただくと非常に安価に仕上がると思っております。そこは、非常に考慮しているところです。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　7ページの令和3年阿蘇市成人式ということで、御質問にありましたとおり、今回3月の補正で会場使用料を40万円、それから成人式のレンタル衣装キャンセル料支援事業としまして250万円、これに合わせまして、令和2年度の予算でありました手話代、それから封筒代、通信代、ライブ配信代ということで、これを含めまして341万9,000円を令和3年の成人式ということで挙行させていただきたいと思っております。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　政策防災課ですか、こちらの明細をつくったのはそちらですよね。所管だから言いませんけれど、何か数字が違うみたいですが、いいです。また後で聞きます。

プレミアム付商品券については、非常にいい事業だと思いますし、まだ今後も続けていただきたいと思うんですが。ただ、2月の第2弾の周知がなかなか不足していて、市民も知らず、あるいはウイークデーというか、仕事をされている方が買いづらくて、土曜日・日曜日開いているところが少なかったというのがありますので、そういった反省点を踏まえて、効率的にやっていただきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　今回は、プレミアム付商品券については、年末の一番必要な時期、それと予算を見ながら、1月いっぱいははがきでの交換だけで対応させていただいておりました。2月広報につきましては、広報誌とお知らせ端末で御案内したところでございますが、なかなか行き渡ってないというところと、広報誌が各地域によって来る日数が違うということで、少し買えなかったというお話も聞いておりますので、今後その部分については十分注意をしながら事業設計をしていきたいと考えております。

○議長（湯淺正司君）　11番議員、市原正君。

○11番（市原　正君）　11番、市原です。

2点、49ページ、旧古城小学校の屋根改修工事ですね、これは、市ではなく、どこがすると言われたのか、その詳しい説明を求めたいと思います。

それから、もう1点、52ページの成人式のレンタル衣装キャンセル料支援事業、これは成人式が延びたということでレンタル衣装のキャンセル料を払うということだと思うんですが、1人当たりに換算するとどれぐらいになるのか、そのあたりの説明を求めたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　まず、第1点目の旧古城小学校の屋根の工事ということで、昨年の秋に屋根が雨漏りするようになりまして、その分について、一般社団法人あそらというところに現在のところ考えているところでございます。

それから、成人式のレンタル衣装代としまして、キャンセル料の4分の3以内で、限度額の15万円を上限といたしております。1回限りの助成ということで検討しています。現在のところ15人から20人ほどいるのではないかという試算で考えているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　教育部長。

○教育部長（山口貴生君）　今の教育課長の説明の訂正をさせていただきます。

旧古城小学校については、建物の所有はあくまでも市でございますので、工事については阿蘇市が行うんですけれども、かかる費用については、今申しました、一般社団法人あそらに求めるということでございます。

○議長（湯淺正司君）　市原正君。

○11 番（市原　正君）　今、一般社団法人あそらということですが、そこに工事費を求めるということになると、市の施設にそこが金を出すということですか。そういうことで理解をしていいですか。

それと、もう 1 点、先ほどのレンタル料ですね、成人式にはどれぐらい参加をするということで予定をしていたのか。この金額で足りるのか。この補助金をもらった人がいるとか、もらわない人がいるとか、そういったことはちゃんと調査をして、この金額を出しているんですか。

○議長（湯淺正司君）　教育部長。

○教育部長（山口貴生君）　質問にお答えをいたします。

旧古城小学校の費用負担につきましては、3,600 万円の工事費を計上しているところでございますけれども、令和 3 年度に約半分ほど一時金としてお支払いいただいて、残りについては、今後、不動産としてお貸しいたしますので、家賃の収入とともに、この屋根の修繕費について分割で徴収する予定にしてございます。そもそも一般社団法人あそらと協議をする中で、今後、旧古城小学校については、ここで永続的に継続して運営を行うという申出があって、こういう貸付けを行うことにしましたので、屋根の修繕については、向こうが当然負担をしたいということでの今回のこの結果でございます。

成人式につきましては、令和 2 年度の参加予定が 291 名でございます。大体 7 割程度の参加を見込んだのと、このうち女性が 138 名ほどいるんですけれども、当該の成人者を通じて、友人等にいろんな情報を仕入れまして、大体ほぼキャンセル料は発生しないことは聞いているんですけれども、万が一当日のキャンセルという形でキャンセル料を払っている方がいらっしゃるかもしれないので、250 万円という予算を計上させていただいております。

○議長（湯淺正司君）　市原正君。

○11 番（市原　正君）　成人式の件は分かりましたが、旧古城小学校は、いつから一般社団法人あそらに貸しているんですか。

○議長（湯淺正司君）　教育課長。

○教育課長（藤井栄治君）　平成 28 年の地震後から貸していると思います。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

15 番議員、五嶋義行君。

○15 番（五嶋義行君）　15 番、五嶋です。

先ほど河﨑議員が尋ねられた件ですが、23 ページの一の宮地区安心安全拠点施設、これは駐在所か交番か、また駐在所と交番の違いですね、それからできる施設の規模あたりを詳しいことが分かれば教えてください。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君）　設置計画につきましては、駐在所の設置ということになります。それも普通の駐在所ではございませんで、複数駐在所ということで、通常1人の職員が家族で居住しながら勤務ということになりますけれども、それに加えて職員が本署から1 人、昼間配置をすると、複数人で勤務をするという複数駐在所ということになります。それから、設置規模につきましては、居住スペース、それから駐在所の事務室、大体150平米、そのほかに5台分の駐車場、そういった面積が必要かと考えております。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

五嶋義行君。

○15番（五嶋義行君）　その場所等が分かれば教えてください。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君）　場所の予定につきましては、現在、一の宮の商工会がある場所、旧報徳道場の跡地で計画をしているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

9番議員、園田浩文君。

○９番（園田浩文君）　9番議員、園田です。

ロープウェイの駅舎を上のほうも解体されるんですけれども、工事用の道路をああいうところに道路を造るというのはまた非常に金額がかかるので、解体後も残して、何か利用を考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　その後ということですね。作業道の整備もこれに含まれていますけれども、それにつきましては、今、立入禁止区域になっておりますので、見どころはあると思いますが、昭和 54 年以前はですね。ただ、まだまだ防災協との調整が必要ということで、まだ今はできません。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第15　議案第11号　令和2年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（湯淺正司君）　日程第15、議案第11号「令和2年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

経済部観光課長の説明を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦　美保子君）　それでは、別冊4をお願いします。ただ今議題としていただきました議案第 11 号、令和 2 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について、説明をします。

1ページをお願いします。第1号補正になります。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,877万4,000円を減額し、それぞれ7,122万6,000円と定めています。

4ページをお願いします。歳入です。款1使用料及び手数料、目1観光施設使用料、火口見学の公園道路の収入ですが、5,565万4,000円を減額しています。4月から8月という最も利用が多い時期まで噴火警戒レベルにより入れませんでした。9月1日からの見学開始をしております。ただ、10月、11月は、北側復旧ルートの開通のおかげで利用が多かったのですが、現在12月からは減収が続いている状況で、このような数字になりました。

その下の款3繰入金、目1一般会計繰入金です。補正額は3,688万円です。ただ今の減収分について、一般会計からの繰入れをいただくものです。

5ページをお願いします。歳出です。款1観光施設費、目1公園道路管理費、補正額は1,453万7,000円を減額しています。主に営業をしていない期間の経費を減額しています。ただ、委託料とかは一般会計の防災関係のほとんどが人件費になるわけですけれども、閉鎖期間中も1キロ規制内に入らないように監視を続けておりましたので、一部の警備員を削減した部分の減額になっております。

6ページをお願いします。款2観光振興費、目1観光振興費ですが、ここでは仙酔峡、阿蘇山上のミヤマキリシマの管理について不要になった分を落としております。

以上になります。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第16　議案第12号　令和2年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（湯淺正司君）　日程第16、議案第12号「令和2年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君）　失礼します。

ただ今議題とさせていただきました議案第12号、令和2年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

資料につきましては、別冊5の1ページをお願いいたします。第1条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ349万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億8,830万2,000円と定めております。

第2条です。繰越明許費補正につきましては、3ページをお願いいたします。繰越明許費補正につきましては、繰越額2億4,000万円の補正計上とさせていただいております。この

内訳につきましては、下水道処理場改築工事及び南黒川地区の汚水管渠実施測量設計におきまして年度内竣工が見込めないということですので、年度内支払額を除き、翌年度執行分の経費を繰り越すものでございます。

5 ページをお願いいたします。歳入です。目 1 一般会計繰入金、補正額といたしまして 349 万 8,000 円を増額しております。これにつきましては、主に人件費補正に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。歳出です。目 1 一般管理費、節 27 繰出金といたしまして、5,903 万 9,000 円の増額とさせていただいております。こちらにつきましては、前年度事業に充当いたしておりました一般会計繰入金を実績に基づき、余剰金を精算するものでございます。

次のページをお願いいたします。目 1 下水道事業費、補正額といたしまして 3,855 万 6,000 円の減額とさせていただいております。こちらにつきましては、主に委託料及び工事請負費におきまして、事業の進捗及び決算を見込んで不用額を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。予備費におきましても、同様に決算を見込んで減額するものでございます。

説明につきましては以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第17　議案第13号　令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について

○議長（湯淺正司君）　日程第 17、議案第 13 号「令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君）　ただ今議題としていただきました議案第 13 号、令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について、説明いたします。

別冊 6 を御覧ください。1 ページをお開きください。今回の補正予算は、第 5 号となります。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 480 万 1,000 円を減額しまして、歳入歳出それぞれ 35 億 5,547 万 7,000 円と定めるとしております。

4 ページをお開きください。歳入でございます。款 10 繰入金、目 1 一般会計繰入金でございます。下の段の節 5 財政安定化支援事業繰入金でございます。これは、462 万 3,000 円を減額しております。この事業につきましては、60 歳から 74 歳までの高齢者の数に応じまして財政支援をするというものでございまして、今回この額が確定したということでございまして減額ということにしております。

続きまして、5 ページをお開きください。歳出でございます。中ほど、款 3 国民健康保険事業費納付金でございます。先ほど歳入で説明しました財政安定化支援事業、この繰入金が減額となりますので、財源を充てておりますこの納付金を減額ということでございます。

6 ページでございます。予備費でございます。併せて、こちらでも財源調整を行っているということでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番議員、谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　一つだけ、4 ページの財政安定化支援事業の繰入金ですけれど、財政支援は 100％国庫補助ということでよろしいですか。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君）　こちらにつきましては、交付税措置ということで、普通交付税の基準財政支出額に計上されるというもので、一般会計から繰り入れられるというものです。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　基準財政需要額のほうになるなら、交付税措置は収入額を引いた分ということになりますか。だから、100％とは違うということになりますか。

○議長（湯淺正司君）　ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君）　交付税の考え方でございますので、交付税全体で考えまして歳入という形になります。今回、単体で国の補助とか、そういうことではございません。基準財政需要額の中に入っていくというものでございます。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 18　議案第 14 号　令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について

○議長（湯淺正司君）　日程第 18、議案第 14 号「令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君）　ただ今議題としていただきました議案第 14 号、令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について、説明いたします。

別冊 7 を御覧ください。1 ページをお開きください。今回の補正は、第 4 号補正となります。第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 99 万 8,000 円を追加しまして、歳入歳出それぞれ 36 億 8,997 万 2,000 円と定めるとしております。

続きまして、5 ページをお開きください。歳入でございます。款 1 保険料です。現年度の普通徴収保険料 178 万 1,000 円を減額しております。この減額分につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴います保険料の減免分を減額しているというものでございます。

続きまして、款 4 国庫支出金でございます。先ほど申しました保険料減免分に関しましては、国のほうですべて補塡していただくということになっておりますので、上の段にございます調整交付金で 10 分の 4、下のほうの特例補助金で 10 分の 6、これが補塡されるというものでございますので、同額を増額計上しているところでございます。

続きまして、6 ページでございます。歳出です。下の段の款 1 総務費、目 2 認定調査会共同設置費でございます。こちらの負担金が 112 万 4,000 円増額しております。介護認定支援システムの改修経費でございまして、総額 374 万円に対しまして、阿蘇市の負担分が 112 万 4,000 円ということでございますので、この分を計上させていただいているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 19　議案第 15 号　令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について

○議長（湯淺正司君）　日程第 19、議案第 15 号「令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（古閑茂雄君）　ただ今議題としていただきました議案第 15 号、令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、説明いたします。

別冊 8 を御覧ください。1 ページをお開きください。今回の補正予算は、第 4 号補正となります。第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 241 万 4,000 円を追加しまして、歳入歳出それぞれ 4 億 6,963 万 8,000 円と定めるとしております。

続きまして、4 ページをお開きください。歳入でございます。款 1 後期高齢者医療保険料でございます。特別徴収、普通徴収、合わせまして 247 万 3,000 円を増額しております。今回決算を見込みまして、増加分を計上しているというところでございます。

続きまして、5 ページをお開きください。歳出でございます。下の段でございます。後期高齢者医療広域連合納付金でございます。先ほど歳入で説明しました保険料につきましては、全額、広域連合に納付という形になっておりますので、同額をこちらに計上しているものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 20　議案第 16 号　令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 2 号）について

日程第 21　議案第 17 号　令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（湯淺正司君）　お諮りいたします。日程第 20、議案第 16 号「令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 2 号）について」並びに日程第 21、議案第 17 号「令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 3 号）について」につきましては、一括議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　異議なしと認めます。したがって、日程第 20、議案第 16 号並びに日程第 21、議案第 17 号については、一括して議題とすることに決定いたしました。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（廣瀬和英君）　ただ今一括議題としていただきました議案第 16 号及び議案第 17 号について、御説明申し上げます。

初めに、議案第 16 号、令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算（第 2 号）について、別冊 9 をお願いいたします。

まず、別冊 9 の 1 ページになります。今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 399 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 2,011 万 9,000 円といたしております。

それでは、まず 4 ページの歳入から説明させていただきたいと思います。歳入は、1 項目になります。款 6 諸収入の目 1 雑入といたしまして、投棄料（古木採石場跡地）を 399 万円計上しております。こちらにつきましては、国土交通省九州地方整備局が実施します国道 57 号滝室坂道路関連工事に伴いまして発生する土砂の搬入料といたしまして、覚書に基づいて、毎年1立米当たり40円で受け入れているものでございます。本年度につきましては、約 10 万立米の土砂搬入を見込んでおります。

次に、歳出です。5 ページになります。歳出につきましては、2 項目になります。款項目番号、5 の 1 の 1 財政調整基金費ですけれども、先ほど歳入で説明いたしました土砂投棄料の収入 399 万円と、下の段の予備費 101 万円を財源といたしまして、財政調整基金に 500 万円を積み立てる計画でございます。この結果、基金残高といたしましては、約 2,000 万円になる見込みでございます。

次に、議案第17号、令和2年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第3号）について、

御説明いたします。

別冊 10 の 1 ページをお願いいたします。今回の補正予算は、第 3 号補正でございます。歳入予算につきましては補正はありませんので、歳出予算のみ説明させていただきます。

4 ページをお願いいたします。款項目番号、5 の 1 の 1 財政調整基金費になります。中通財産区につきましても、先ほどの坂梨財産区同様に、財政調整基金を 500 万円積み立てる計画でございます。財源につきましては、全額予備費を充用することにしております。この結果、基金残高につきましては、約 2,500 万円になる見込みでございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　それでは、午後 1 時から再開といたします。

午前 11 時 56 分　休憩

午後 1 時 00 分　再開

○議長（湯淺正司君）　休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

日程第 22　議案第 18 号　令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 3 号）について

○議長（湯淺正司君）　日程第 22、議案第 18 号「令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君）　お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第 18 号、令和 2 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について、御説明をさせていただきます。

資料は、別冊 11 を御覧いただきたいと思います。開けて、1 ページです。今回は、第 3 号補正になります。第 2 条ですが、病院経営に係る予算といたしまして、収益的収入の予定額につきまして、医業収益を 2 億 4,383 万 2,000 円減額し、合計額を 14 億 5,636 万 5,000 円としております。医業外収益を同額の 2 億 4,383 万 2,000 円増額しまして、合計額を 12 億 1,856 万 2,000 円としております。予算の組替えを行いましたので、病院事業収益合計額の変更はございません。

詳細は、5 ページで御説明させていただきます。5 ページをお開けください。

まず、医業収益につきまして、先ほど申し上げましたが、合計で 2 億 4,383 万 2,000 円減

額し、14億5,636万5,000円といたしました。内訳につきましては、入院収益を、御承知のとおり、4 階病棟を新型コロナウイルス感染症陽性患者及び疑似症患者受入れ専用として、一般病状 36 床を空床にしておりますので、その減収分といたしまして 2 億 376 万 8,000 円の減といたしております。

次に、外来収益につきまして、同じく診療控えによる減収分といたしまして 4,006 万 4,000 円の減としているところです。

次に、医業外収益につきましては、補助金を 2 億 4,383 万 2,000 円増額し、7 億 8,030 万 8,000 円といたしました。補助金の内訳につきましては、まず上段の感染症患者等入院病床確保事業費補助金ですが、これにつきましては、いわゆる空床確保補助金といたしまして、昨年の 10 月から 12 月の 3 か月分として 2 億 4,083 万 2,000 円を増額しております。これにつきましては、2 月 17 日に県から補助金交付決定をしたということで、26 日に通知を受け取っているところです。次に、下段の入院医療提供体制支援交付金につきましては、入院患者の診療に直接従事する職員の手当に係る交付金といたしまして実績額を請求し、300 万円を増額しております。この補助金につきましては、いずれも医業収益減額の補填用充当財源として使うということになっております。したがいまして、予算の組替えをして、合計額の変更はありません。

以上で、説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8 番議員、谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　今回の補正なんですが、収益は、減った分、補助金で賄っていますが、ＰＣＲ検査が以前から高いということがあったんですけれど、それに対する改善に対して、今回補正に 1 月から 3 月までの間の事業として上げなかったんですか。何か計画はなかったんでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君）　ただ今の御質問なんですが、当院でＰＣＲ検査を行うということにつきましては、検査機については、つい先日、到着はいたしました。ただし、当院で購入しましたＰＣＲ検査機の目的としましては、4 階の医療従事者がほかの現場に復帰する際に感染の有無を確認するということを目的に購入いたしまして、一般の患者様におきましては、いわゆる抗原検査につきましては保険診療で、なおかつＰＣＲ検査につきましては、従来どおり、保健所の行政検査として公費負担で受けていただくということをお勧めをさせていただいております。

○議長（湯淺正司君）　谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　購入されたんだったら、この補正予算に出てくると思うんですけれど、これとはまた関係ない購入ということになるんですか。

○議長（湯淺正司君）　医療センター事務部長。

○阿蘇医療センター事務部長（井野孝文君）　前回の 12 月補正の中で上げさせていただき

ました機器購入の中で購入できる金額でございました。そちらで対応させていただいております。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第23　議案第31号　公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）

○議長（湯淺正司君）　日程第 23、議案第 31 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（髙木　洋君）　お疲れさまです。

議案書に戻っていただきまして、36 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 31 号、公の施設の指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますけれども、下のほうになります。公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例第5条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

まず、今回上げさせていただきました公の施設の名称、阿蘇市はな阿蘇美でございます。指定管理者に指定する団体、有限会社阿部牧場、代表者は、代表取締役、阿部寛樹氏でございます。指定の期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。

以上、御提案させていただきますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯淺正司君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

19番議員、河﨑徳雄君。

○19 番（河﨑徳雄君）　プロポーザル方式ということですけれども、地元の阿部牧場が受けたことは、私個人的には非常に喜んでおります。どういう計画がなされているのかをできる範囲内で説明していただきたいと思います。

それと、指定場所は、従来どおり、バラ園とか、レストラン、食堂、それといちごハウスですね、あのあたり指定管理の場所はどういう施設を契約するのか、そして使用料、納付金の金額は幾らかとか、詳細に答えていただきたいと思います。

それに関連ですけれども、以前、平成 27・28 年ですか、中山謙吾さんが納付金が未納ですね、そのことについてはどのような経過になっているかをお尋ねいたします。

○議長（湯淺正司君）　事務局長より説明いたします。

○議会事務局長（本山英二君）　所管の件で説明します。

公の施設については、平成元年 12 月、20 件の議案があったときに、議運に再度諮ったんですけれど、そのときに施設を管理する所管課の委員会に付託するということにしました。その代わり、今回の議案であります募集から審議については政策防災課になりますので、そ

の委員会に同席をして、説明していただくということです。この経緯は、どうしても指定管理につきましては、質問がやっぱり経営的なもの、その施設のいろんな質問が多いという部分もあって、要は募集から指定までは、旧財政がしましたが、今は政策防災課ですけれども、その関連、関係する課がまたがって、委員会がまたがっていますので、どちらかにするということで議運で決めたことでございますので、それに従って、今回もまちづくり課が所管する経済建設常任委員会に付託すると。その代わり、この指定に関する事務をしました政策防災課については、委員会に同席して説明をするということにしておりますので、よろしくお願いします。

○議長（湯淺正司君）　いいですか。

政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君）　まず、審査の経過、内容ということでございますけれども、これにつきましては、指定管理選定委員会の設置要綱、また指定管理の運用指針に記述してあるんですが、経過、結果などは非公開ということで規定しておりますので、回答は差し控えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　まちづくり課からは、今回指定する範囲でございますが、売店、直売所、レストラン等の交流物産館、それとガラス温室関係のバラドーム関係ですね、そちらの2点が今回の指定管理者の範囲になります。裏の省エネルギーモデル温室のいちご園については、今回の指定管理者の施設には入っておりません。

基本納付金のことでございます。基本納付金につきましては、令和3年度、令和4年度につきましては、やはりまだコロナの影響があるということもありまして、過去の事例で出しておりました金額283万円を令和3年度、令和4年度、金額を決定いたしまして、令和5年度、令和6年度、令和7年度につきましては、その経営状況を見ながら、改めて設定するという形にしております。

それと、過去の納付金の件でございます。私どもからは、これまで同様、請求書を提出させていただいておりますが、現在のところ、まだお支払いはされてないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（湯淺正司君）　河﨑徳雄君。

○19 番（河﨑徳雄君）　加藤課長にお聞きいたしますけれども、中身については秘密ということですけれども、何社応募があったのかをお尋ねします。

それと、荒木課長には、前回の答弁と同じですけれども、私は中山さんの会社にこの前、金曜日に行ってきました。必要であれば、職員が同行すれば、私があの人がいるところに案内をいたします。督促状を持って行きませんか。あの人がいる場所に金曜日に行ってきました。職員が督促状を持って行ったら、いかがですか。しかし、私は、納付金を、法的にいっても、免除したほうがいいんじゃないですか。そういうことをお尋ねいたします。

○議長（湯淺正司君）　政策防災課長。

○政策防災課長（加藤勇二郎君）　まず、何社あったかということでございますけれども、候補者となりました阿部牧場のほか、県内１社、それから県外１社、合計３社の応募があっております。

以上です。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　過去の分でございますが、こちらとしましては、できるだけとりたいということで、これまでも請求をさせていただいております。郵送でしておりまして、こちらにはまだ返ってきておりませんので、本人の手元には届いているんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議長（湯淺正司君）　河﨑徳雄君。

○19 番（河﨑徳雄君）　だから、荒木課長、言っているんですよ。私は、先週の金曜日にあの人の会社に行ってきました。職員が本当にとる気持ちがあるなら、私が案内いたしますので、言ってください。しかし、私は、法的に納付金を放棄したほうがいいんじゃないですか。このことについても、お答えいただきたいと思います。

○議長（湯淺正司君）　まちづくり課長。

○まちづくり課長（荒木　仁君）　直接持っていくという部分については、先日、郵送したばかりでございますので、協議させてください。

それと、債権放棄の部分についても内部で協議をさせていただければと思います。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

13 番議員、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君）　大倉です。

今、指定の場所の説明がありましたけれども、裏のいちごハウスはそのままで閉鎖のままですか、どなたか予定があるとか、農政課のほうで何か考えがあるとか。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　ただ今の省エネルギーモデル温室の利活用という御質問でございます。

今回の指定管理者の範囲には入っておりませんで、いわゆる使用許可という形で施設をお貸しして、市に使用料をいただいているという形でございます。これまで前指定管理者のほうで複数年、使用なさっておりましたけれども、今回、令和３年度に向けて公募という形を取らせていただきまして、市内の生産農家等々に公募をかけて、使用をしていただくことで、現在準備をいたしている状況でございます。

○議長（湯淺正司君）　大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君）　やっぱり同じ施設の中にあるということですね。できるなら、まとめて話ができなかったかと思いますけれども、普通に考えて、木之内農園も全部まとめてされていたから、阿部牧場もそれができるんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君）　農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君）　まず、公平性を保つということで公募という手段を取らせていただきます。公募状況によりまして、阿部牧場とも協議を行いまして、施設の全体的な活性化というところも踏まえて、そういう手段も検討いたしているところでございます。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 24　議案第 32 号　市道路線の認定について

○議長（湯淺正司君）　日程第 24、議案第 32 号「市道路線の認定について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　失礼します。

ただ今議題としていただきました議案第 32 号、37 ページでございます。市道路線の認定について。提案理由といたしまして、本件は、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線を認定したいので、同条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしまして、38 ページと 39 ページに位置図と写真が載ってございます。場所といたしましては、路線番号が 1486、路線名が上無田線、起点は阿蘇市一の宮町三野字上無田、終点も同様でございます。写真を見てもらいますと、39 ページでございますが、赤線のところに新しく市道を造ろうと思っております。これにつきましては、新しい県道ができたことに伴い、避難路等の確保でございまして、右のほうにも道路がありますが、以前の水害のときも被災した経緯がございますので、より安全なところに造ろうと予定しております。

御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 25　議案第 33 号　旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 26　議案第 34 号　旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 27　議案第 35 号　旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 28　議案第 36 号　旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 29　議案第 37 号　旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

○議長（湯淺正司君）　お諮りいたします。日程第 25、議案第 33 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」から日程第 29、議案第 37 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までの 5 件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　御異議なしと認めます。よって、日程第 25、議案第 33 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」から日程第 29、議案第 37 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までの 5 件を一括議題とすることに決定いたしました。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（阿部節生君）　ただ今一括議題とさせていただきました議案第 33 号から議案第 37 号までの旧慣による公有財産の使用権の一部変更について、御説明申し上げます。

議案集の 40 ページからお願いいたします。まず、議案第 33 号です。

提案理由ですが、本件は、旧慣による公有財産の使用権の一部を変更したいので、地方自治法第 238 条の 6 第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公有財産の所在地につきましては、阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部でございます。地目については原野で、地積は 4,000 平方メートルです。申請者は議案記載のとおりで、目的は蔬菜園芸（大根栽培）となっております。使用期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までで、使用料は 8 万 8,000 円となっております。

次ページに参考資料として位置図を添付しておりますが、現地は県道別府一の宮線西側の中荻の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、議案集の 42 ページをお願いいたします。議案第 34 号です。

公有財産の所在地につきましては、同じく阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部でございます。地目については原野で、地積は 2 万平方メートルです。申請者は議案記載のとおりで、目的は同じく蔬菜園芸（大根栽培）となっております。使用期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までで、使用料は 44 万円となっております。

次ページに参考資料として位置図を添付しております。同じく県道別府一の宮線西側の中荻の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、議案集の 44 ページでございます。議案第 35 号です。

公有財産の所在地につきましては、同じく阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部でございます。地目は原野で、地積は 3,000 平方メートルとなっております。申請者は議案記載のとおりで、目的は花卉園芸（カラー栽培）となっております。使用期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までで、使用料は 6 万円ということです。

次ページに参考資料、位置図を添付しておりますが、同じく県道別府一の宮線、こちらは北側の中荻の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、議案集の 46 ページでございます。議案第 36 号です。

公有財産の所在地につきましては、同じく阿蘇市一の宮町中通字北山 2796 番 1 の一部でございます。地目は原野で、地積は 3,000 平方メートルです。申請者は議案記載のとおりで、目的は蔬菜園芸（大根栽培）となっております。使用期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までで、使用料は 6 万 9,000 円となっております。

次ページに位置図を添付しておりますが、同じく県道別府一の宮線西側の中荻の草牧野組合の入会地でございます。

続きまして、48ページでございます。議案第37号でございます。

公有財産の所在地につきましては、阿蘇市一の宮町中通字北山2796番1の一部でございます。地目は原野で、地積は5,000平方メートルです。申請者は議案記載のとおりで、目的は同じく蔬菜園芸（大根栽培）となっております。使用期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までで、使用料は11万5,000円となっております。

次ページに位置図を添付しております。現地は、県道別府一の宮線西側の、同じく中荻の草牧野組合の入会地でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第30　議案第38号　和解及び損害賠償の額の変更について

○議長（湯淺正司君）　日程第30、議案第38号「和解及び損害賠償の額の変更について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　失礼します。

ただ今議題としていただきました議案第38号でございます。和解及び損害賠償の額の変更についてでございます。

提案理由といたしまして、本件は、相手方と和解し、損害賠償の額を変更するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、先の全協でも説明いたしましたとおり、ここの部分の30万6,592円が未払いということになっておりまして、このたびあえてするものでございます。

これにつきましては、和解の内容でございますが、市は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として既払い金140万20円を含む170万6,612円を支払うものとする。金30万6,592円は、市が保険契約加入する損害保険ジャパン株式会社から相手が指定する預貯金口座に支払うものとする。市及び相手方は、市と相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認するというものでございます。

説明は以上でございます。御審議、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

8番議員、谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　全協でもありましたが、なぜこの請求漏れが生じて、いつ請求漏れが分かったのか、その時系列について、一通り説明いただきたいと思うんですが。

○議長（湯淺正司君）　住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君）　まず、前回の議決をいただいた後に、正式に示談書を取り交わすことになりました。その時点で損害賠償額に未払い分というか、不足額が発生したということが発覚しました。12 月 17 日です。なぜそういったことが発生したのかということで詳しく調査しますと、30 万 6,592 円の内訳といたしましては、まず御自宅から修理工場までの移動レッカー代が 11 万 9,592 円、それと 7 月 2 日から 8 月 4 日間の修理工場のレンタカー代が 18 万 7,000 円、この分の請求書が直接、損害保険ジャパン株式会社に送付、通知がされております。その請求額につきましては、損害保険ジャパン株式会社から熊本県町村会に送られております。その請求額の情報が阿蘇市に届いてなかったということです。私どもといたしましては、その金額を知り得なかったものですから、そもそも示談書作成時点でその金額が不足しているということを分からずに上程してしまったということでございます。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

谷﨑利浩君。

○８番（谷﨑利浩君）　これは一回議決している内容なんですけれど、議会規則のほうが分からないんですが、これは上塗りみたいな形でまた議決していいんですか。追加分を追加予算とか、いろいろあると思うので、追加分だけを議案書で上げて、それを議決するという方法がいいと思うんですけれど、規則的にはどうなんですか。

○議長（湯淺正司君）　住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君）　前回の示談自体は一旦議決いただきまして、成立しているわけでございます。その後、こういったそれ自体の要素に不備があったということで、その分については、今回変更という形で上げさせていただいたというところでございます。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑ありませんか。

18 番議員、田中則次君。

○18 番（田中則次君）　議決の内容は別としまして、前回ここに提示いただいて、議決をしたわけですね。みんな思っているんですけれど、議決に対してどういう感覚を持っているかということが非常に議員としてもやっぱり議会の立場というものがあるんじゃないかと。否決したらどうなるんだという話まで出るわけですよ。それで、担当課がどこになるか知らないけれども、否決したらどうなるんですか。議会で今回否決した場合、どういう方向に進んでいくんですか。それと、行政と、例えば今、市民の方ですよね、相手の方の立場とか、その辺もあると思いますので、行政としてはどういう方向で。提案されているわけですから、議決してくださいということでしょうけれど、その辺のところもお話をいただければと思います。

○議長（湯淺正司君）　住環境課長。

○住環境課長（藤田浩司君）　前回の議決後に、こういったことが起きましたことは、非常に重く受け止めております。大変申し訳なく思っております。そこまで、やはり私どもが気

づくべきだったと思っております。今回、万が一否決といった形になりますと、当然その不足額につきましては、相手方様が損害を被るということになりますので、恐らくですけれども、この示談の無効確認の訴え、及びそれに伴う損害賠償の請求 30 万 6,000 円が提起されることになると思われます。そうなりますと、当然裁判という形になりますので、裁判所といたしましては、和解を勧告するといった形になると思います。当然相手方も私どももこの不足額については覚知しているわけでございますので、最終的には和解せざるを得なくなると思っております。そうなりますと、非常に時間と金額を伴いますので、市民の方を相手になかなかそこまでもっていくのはどうかということが一つと、これはあくまでも保険の適用範囲内でございますので、もしこれが保険適用外の一般財源の持ち出しということになりますと、当然裁判の場で徹底的に争う形になるかとは思いますが、そういった事情を勘案していただいて、ぜひ議決をいただければありがたく思っております。

○議長（湯淺正司君）　土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　失礼します。

まさしく田中議員がおっしゃったとおり、一度議決いただいたものを変更ということで、和解の内容も、その後、双方とも一切関係しないということをうたってある中で、このような状況になり、誠に申し訳ありません。これにつきましては、熊本県町村会とも随分交渉を重ねたんですけれど、どうしても契約者が阿蘇市ということでこういう形にならざるを得ないという最終的な結論になりましたので、大変御迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

○議長（湯淺正司君）　田中則次君。

○18 番（田中則次君）　確かに行政の言われることはもっともだと思います。いわゆる共済のほうでやっぱりそれだけの調査ができなかったと。それに基づいて、行政もそこまでは踏み込めなかったということでございましょう。ただ、我々も一回議決したことに関して、再度議決しないといけないということでございます。それは、もちろん行政の方も、今言われるように、市民との争い事に対しては非常に問題があると。行政が市民と争うなんてことはもってのほかですね。その辺のところもありますので、今後やっぱりこういうことがないように慎重に事故等については取り計らいをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（湯淺正司君）　答弁はありませんか。

土木部長。

○土木部長（吉良玲二君）　大変申し訳ありませんでした。今後、なお一層注意して、このようなことがないように確認していきたいと思います。どうも失礼しました。

○議長（湯淺正司君）　他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君）　質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後１時36分　散会